

第6回太良町議会（定例会第4回）

平成26年12月5日～12月15日

議案

平成26年第6回太良町議会（定例会第4回）

会期（案）

会 期 11日間（12月5日～12月15日）

日次	月日	曜	種別	開会時刻	摘 要
第1日	12. 5	金	本会議 （第1日目）	9時30分	開会・会議録署名議員の指名 会期の決定・諸般の報告・行政報告 議案一括上程 町長の提案理由の説明
第2日	12. 6	土	休 会	—	
第3日	12. 7	日	休 会	—	
第4日	12. 8	月	（議案調査）		
第5日	12. 9	火	本会議 （第2日目）	9時30分	一般質問
第6日	12.10	水	（議案調査）		
第7日	12.11	木	（議案調査）		
第8日	12.12	金	本会議 （第3日目）	9時30分	委員会報告 議案審議
第9日	12.13	土	休 会	—	
第10日	12.14	日	休 会	—	
第11日	12.15	月	本会議 （第4日目）	9時30分	議案審議

平成26年第6回太良町議会（定例会第4回）

議事日程第1号

第1日目

12月 5日（金）

午前9時30分開議

日 程	件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	諸般の報告について
日程第 4	行政報告について
日程第 5	議案一括上程 町長提案 議案第70号～議案第86号 町長の提案理由の説明

提出議案目録

- 議案第70号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 議案第71号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第72号 太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第73号 町長及び副町長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第74号 教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第75号 太良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第76号 太良町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第77号 太良町土地開発基金条例を廃止する条例の制定について
- 議案第78号 指定管理者の指定について
- 議案第79号 指定管理者の指定について
- 議案第80号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更に係る協議について
- 議案第81号 財産の取得について
- 議案第82号 平成26年度太良町一般会計補正予算（第5号）について
- 議案第83号 平成26年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第84号 平成26年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第85号 平成26年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第86号 平成26年度太良町水道事業会計補正予算（第3号）について

上記のとおり

平成26年12月5日

太良町長 岩 島 正 昭

議員派遣の報告

平成26年12月 5日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第123条の規定により、次のとおり議員を派遣したので報告する。

1 平成26年度 町村議会議員特別セミナー

- (1) 目的 地域の活性化や住民のニーズに合致したまちづくりのあり方が課題となっている中、住民の代表である町村議会議員の果たすべき役割を学ぶため。
- (2) 派遣場所 滋賀県大津市「全国市町村国際文化研修所」
- (3) 期間 平成26年10月9日、10日
- (4) 派遣議員 江口 孝二 議員

議案第70号

専決処分事項の承認を求めることについて

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成26年12月5日提出

太良町長 岩 島 正 昭

専 決 処 分 書

平成26年度太良町一般会計補正予算（第4号）を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成26年11月19日

太良町長 岩 島 正 昭

平成26年度太良町一般会計補正予算（第4号）

平成26年度太良町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,377千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,030,208千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳入

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 県支出金		412,264	11,377	423,641
	3. 委託金	17,888	11,377	29,265
歳入	合計	5,018,831	11,377	5,030,208

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		613,543	11,377	624,920
	4. 選挙費	9,929	11,377	21,306
歳出	合計	5,018,831	11,377	5,030,208

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計	備考
14. 県支出金	412,264	11,377	423,641	
歳入合計	5,018,831	11,377	5,030,208	

(単位：千円)

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源	源	
					国県支出金	地方債
2. 総務費	613,543	11,377	624,920	11,377		
歳出合計	5,018,831	11,377	5,030,208	11,377		

2 歳入

(款) 14. 県支出金 (項) 3. 委託金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1. 総務費委託金	17,839	11,377	29,216	4. 選挙費委託金	11,377	衆議院議員選挙費委託金	5,885
計	17,888	11,377	29,265			知事選挙費委託金	5,492

3 歳出

(款) 2. 総務費 (項) 4. 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額	説明	
				特 国県支出金	地方債	財 源	一般財源				
3. 衆議院議員 選挙費	0	5,885	5,885	5,885				1. 報酬	618	期日前投票管理者等報酬(31人)	
								3. 職員手当等	2,596	時間外勤務手当	2,515
								7. 賃金	244	事務補助賃金	81
								8. 報償費	10	看板設置謝礼	
								9. 旅費	7	普通旅費	
								11. 需用費	725	消耗品費	550
										燃料費	16
										食糧費	93
										印刷製本費	66
								12. 役務費	968	通信運搬費	768
										手数料	200
								14. 使用料及び賃借料	90	投票所等借上料	
								18. 備品購入費	627	選挙用備品	

(款) 2. 総務費 (項) 4. 選挙費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額	説 明	
				特 種 国 庫 支 出 金	地 方 債	財 源					一般財源
						財 源	財 源				
13. 知事選挙費	0	5,492	5,492	5,492		その他		689	期日前投票管理者等報酬 (22人)		
								2,556	時間外勤務手当		
									管理職員特別勤務手当		
								243	事務補助賞金		
								10	看板設置謝礼		
								7	普通旅費		
								929	消耗品費		
									燃料費		
									食糧費		
									印刷製本費		
									修繕料		
								968	通信運搬費		
									手数料		
								90	投票所等借上料		

(款) 2. 総務費 (項) 4. 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源	財 源		一般財源	区 分	金額	
					国県支出金	地方債				
計	9,929	11,377	21,306	11,377						

補正予算給与費明細書

1 特別職

(単位：千円)

区	分	職員数	給 与 費					共 済 費	合 計	備 考	
			報 酬	給 料	期 末 手 当 年間支給率(月分)	そ の 他 の 手 当	計				
補正後	長等	2		14,160	4,004 (2.95)	4,322		22,486	3,150	25,636	
	議員	10	29,724		8,573 (2.95)			38,297	15,387	53,684	
	その他	1,033	56,330					56,330		56,330	衆議院議員選挙期日前 投票管理者等
	計	1,045	86,054	14,160	12,577	4,322		117,113	18,537	135,650	
補正前	長等	2		14,160	4,004 (2.95)	4,322		22,486	3,150	25,636	
	議員	10	29,724		8,573 (2.95)			38,297	15,387	53,684	
	その他	980	55,023					55,023		55,023	
	計	992	84,747	14,160	12,577	4,322		115,806	18,537	134,343	
比 較	長等	0		0	0	0		0	0	0	
	議員	0	0		0			0	0	0	
	その他	53	1,307					1,307		1,307	
	計	53	1,307	0	0	0		1,307	0	1,307	

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数	給 与 費				合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	88		336,626	254,192	590,818	131,635	722,453
補正前	88		336,626	249,040	585,666	131,635	717,301
比較	0		0	5,152	5,152	0	5,152

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	管理職手当	通勤手当
の	補正後	16,572	81,334	39,510	1,716	5,339	2,941
	補正前	16,572	81,334	39,510	1,716	5,339	2,941
	比較	0	0	0	0	0	0

職員手当の内訳	区分	特勤手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職特別勤務手当	退職手当組合負担金
の	補正後		19,813	21	465	86,481
	補正前		14,886	21	240	86,481
	比較		4,927	0	225	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	0	給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分		
職員手当	5,152	制度改正に伴う増減分		
			時間外勤務手当 4,927	
			管理職員特別勤務手当 225	
		その他の増減分		5,152

議案第71号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成26年12月5日提出

太良町長 岩 島 正 昭

(提案理由)

本年の人事院勧告及び佐賀県人事委員会勧告に基づき、職員の給与に関する条例の一部を改正したいので、この案を提出する。

別紙

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和30年太良町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第2項第2号イ中「4,100円」を「4,200円」に改め、同号ウ中「6,500円」を「7,100円」に改め、同号エ中「8,900円」を「10,000円」に改め、同号オ中「11,300円」を「12,900円」に改め、同号カ中「13,700円」を「15,800円」に改め、同号キ中「16,100円」を「18,700円」に改め、同号ク中「18,500円」を「21,600円」に改め、同号ケ中「20,900円」を「24,400円」に改め、同号コ中「21,800円」を「26,200円」に改め、同号サ中「22,700円」を「28,000円」に改め、同号シ中「23,600円」を「29,800円」に改め、同号ス中「24,500円」を「31,600円」に改める。

第18条第2項第1号中「100分の67.5」を「100分の82.5」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に改める。

附則第9項中「100分の1.0125」を「100分の1.2375」に、「100分の67.5」を「100分の82.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（別紙1）

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の5第2項中「23,000円」を「30,000円」に、「45,000円」を「70,000円」に改める。

第15条の2第2項中「、第10条の4及び第10条の5」を「及び第10条の4」に改める。

第16条の2第1項中「年末年始の休日等」の下に「（次項において「週休日等」という。）」を加える。

同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第16条の2第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 管理職特別職員手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定め

る額とする。

(1) 第1項に規定する場合 次に掲げる職員の区分に応じ、同項の勤務1回につき、それぞれ次に定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

第18条第2項第1号中「100分の82.5」を「100分の75」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に改める。

附則第6項中「当分の間」を「平成29年3月31日までの間」に改める。

附則第9項中「100分の1.2375」を「100分の1.125」に、「100分の82.5」を「100分の75」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (別紙2)

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項、第5項、第6項及び第8項の規定は、平成27年4月1日から施行する。また、第1条の規定(職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第18条第2項及び附則第9項の改正規定を除く。附則第3項において同じ。)による改正後の給与条例(附則第3項において「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

2 平成26年4月1日(以下「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号給の調整)

4 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

5 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、平成29年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(給与条例附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給する。

(1) 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前号に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

(2) 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前号の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前号の規定に準じて、給料を支給する。

(3) 前号の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第17条第5項(給与条例第18条第4項において準用する場合及び太良町職員の育児休業等に関する条例(平成4年太良町条例第1号。次項において「育児休業条例」という。)第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、給与条例第17条第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成26年太良町条例第 号)附則第5項第1号から第3号までの規定による給料の額との合計額」とする。

(平成30年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例)

6 切替日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の支給に関する給与条例第10条の5第2項の規定の適用については、「30,000円」とあるのは、「30,000円を超えない範囲内で規則で定める割合」とする。

(規則への委任)

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(太良町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

8 太良町職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条の表給与条例12第6項の項の次に次のように加える。

給与条例第15条の2	第8条、第9条及び第10条の4	第8条、第9条、第10条の4及び第10条の5
	再任用職員	短時間勤務職員

別表第1

別表第1 (第3条関係)
行政職給料表

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100
2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400
3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700
4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000
5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300
6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400
7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600
8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800
9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000
10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200
11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400
12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600
13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600
14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700
15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800
16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900
17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800
18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800
19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800
20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700
21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800
22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700
23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700
24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700
25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700
26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700
27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700
28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700
29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300
30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100
31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900
32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600
33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400
34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800
35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400
36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000
37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500
38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700
39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900
40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100
41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200
42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400
43	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600
44	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800
45	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500
46	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200
47	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900
48	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600
49	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200
50	209,900	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900
51	211,000	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600
52	212,100	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300
53	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000

54	214,300	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700
55	215,300	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400
56	216,300	275,300	323,100	366,100	383,400	410,000
57	217,100	276,400	324,600	367,000	383,900	410,600
58	218,100	277,500	325,800	367,700	384,500	411,200
59	219,000	278,600	327,000	368,400	385,200	411,800
60	220,000	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400
61	220,800	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900
62	221,800	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600
63	222,800	282,900	330,700	370,900	387,600	414,200
64	223,800	283,900	331,500	371,600	388,200	414,800
65	224,500	284,700	332,400	371,900	388,700	415,100
66	225,500	285,600	332,800	372,600	389,300	415,700
67	226,500	286,500	333,600	373,300	389,900	416,400
68	227,600	287,400	334,400	374,000	390,500	416,900
69	228,400	288,400	335,200	374,400	390,900	417,400
70	229,200	289,200	335,900	375,000	391,500	418,100
71	230,000	290,000	336,600	375,700	392,200	418,800
72	230,800	290,800	337,300	376,300	392,800	419,500
73	231,600	291,600	337,800	376,700	393,100	420,000
74	232,300	292,100	338,400	377,300	393,800	420,700
75	233,000	292,600	339,000	378,000	394,500	421,400
76	233,700	293,100	339,600	378,600	395,000	422,100
77	234,400	293,200	339,900	379,000	395,400	422,600
78	235,200	293,600	340,400	379,500	396,100	
79	236,000	293,800	340,800	380,100	396,800	
80	236,800	294,200	341,300	380,600	397,500	
81	237,500	294,400	341,700	381,100	398,000	
82	238,200	294,600	342,200	381,700	398,700	
83	238,900	295,000	342,700	382,300	399,400	
84	239,600	295,300	343,200	382,700	400,100	
85	240,300	295,600	343,600	383,300	400,600	
86	241,000	295,900	344,000	383,900		
87	241,700	296,200	344,500	384,500		
88	242,400	296,600	344,900	385,100		
89	243,100	296,900	345,200	385,800		
90	243,600	297,300	345,600	386,400		
91	244,100	297,700	346,100	387,000		
92	244,600	298,100	346,500	387,600		
93	244,900	298,200	346,700	388,300		
94		298,500	347,100			
95		298,900	347,600			
96		299,300	348,000			
97		299,500	348,100			
98		299,800	348,600			
99		300,200	349,100			
100		300,600	349,400			
101		300,800	349,700			
102		301,100	350,100			
103		301,500	350,500			
104		301,800	350,900			
105		302,000	351,400			
106		302,300	351,800			
107		302,700	352,200			
108		303,000	352,600			
109		303,200	353,100			
110		303,600	353,500			
111		304,000	353,900			
112		304,300	354,200			

113		304,400	354,700			
114		304,700				
115		305,000				
116		305,400				
117		305,600				
118		305,800				
119		306,100				
120		306,400				
121		306,800				
122		307,000				
123		307,300				
124		307,600				
125		308,000				
再任用職員	185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2

別表第1(第3条関係)
行政職給料表

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	140,100	191,200	228,000	263,100	290,300	321,600
2	141,300	193,000	229,700	265,200	292,500	323,900
3	142,500	194,800	231,300	267,200	294,900	326,200
4	143,600	196,700	232,900	269,300	297,100	328,500
5	144,700	198,300	234,600	271,200	299,100	330,800
6	145,800	200,100	236,300	273,300	301,500	332,800
7	147,000	202,000	237,900	275,400	303,800	335,100
8	148,100	203,800	239,600	277,500	306,200	337,300
9	149,200	205,500	241,200	279,700	308,300	339,500
10	150,600	207,400	242,800	281,700	310,600	341,700
11	152,000	209,200	244,400	283,900	312,900	343,800
12	153,300	211,000	246,100	286,000	315,200	346,100
13	154,600	212,500	247,700	288,000	317,500	348,100
14	156,100	214,300	249,200	290,200	319,600	350,200
15	157,700	216,000	250,800	292,200	321,800	352,300
16	159,300	217,900	252,300	294,300	324,000	354,300
17	160,600	219,600	253,800	296,400	326,100	356,300
18	162,100	221,300	255,700	298,400	328,200	358,300
19	163,700	223,100	257,600	300,600	330,300	360,200
20	165,200	224,700	259,400	302,600	332,300	362,200
21	166,600	226,300	261,100	304,700	334,400	364,200
22	169,400	228,000	263,100	306,900	336,500	366,200
23	172,000	229,800	265,000	308,900	338,500	368,200
24	174,700	231,400	266,700	311,000	340,700	370,100
25	177,400	232,900	268,800	312,900	342,300	372,200
26	179,200	234,600	270,700	315,000	344,300	374,100
27	180,900	236,100	272,600	317,200	346,300	376,100
28	182,600	237,500	274,500	319,200	348,200	378,200
29	184,100	238,900	276,200	321,200	350,000	379,700
30	186,000	240,200	278,200	323,300	351,900	381,500
31	187,800	241,400	280,100	325,400	353,800	383,400
32	189,500	242,700	281,900	327,500	355,700	385,000
33	191,200	244,000	283,700	329,100	357,600	386,800
34	192,700	245,500	285,600	331,100	359,400	388,300
35	194,200	246,800	287,400	333,200	361,300	389,800
36	195,800	248,100	289,400	335,300	363,000	391,400
37	197,100	249,100	291,100	337,200	364,400	392,800
38	198,400	250,700	292,800	339,200	365,700	394,100
39	199,700	252,300	294,700	341,200	367,200	395,300
40	201,100	253,800	296,500	343,100	368,600	396,400
41	202,400	255,200	298,200	345,100	369,900	397,500
42	203,700	256,700	299,900	347,000	370,800	398,700
43	205,000	258,100	301,700	348,800	372,000	400,000
44	206,300	259,500	303,300	350,800	373,100	401,100
45	207,600	260,700	305,000	352,300	373,900	401,800
46	208,900	262,100	306,800	353,700	374,800	402,500
47	210,200	263,500	308,400	355,300	375,700	403,200
48	211,500	264,900	310,100	356,800	376,600	403,900
49	212,700	266,200	311,400	358,400	377,600	404,500
50	213,800	267,400	312,900	359,200	378,400	405,200
51	214,900	268,700	314,500	360,400	379,200	405,700
52	216,000	270,000	316,100	361,500	380,000	406,100
53	217,200	271,100	317,800	362,400	380,700	406,500

54	218,300	272,200	319,400	363,500	381,400	406,800
55	219,300	273,600	321,000	364,400	382,100	407,100
56	220,300	274,900	322,600	365,500	382,900	407,400
57	221,100	276,000	324,100	366,500	383,400	407,700
58	222,100	277,000	325,300	367,200	384,000	408,000
59	223,100	278,200	326,500	367,900	384,600	408,300
60	224,100	279,300	327,800	368,600	385,300	408,600
61	224,900	280,500	328,500	369,000	385,700	408,900
62	225,900	281,500	329,400	369,600	386,400	409,200
63	226,900	282,400	330,200	370,300	387,000	409,500
64	227,900	283,400	331,000	371,000	387,600	409,800
65	228,700	284,300	331,900	371,300	388,000	410,100
66	229,700	285,200	332,300	372,100	388,700	410,500
67	230,700	286,000	333,000	372,800	389,300	410,800
68	231,800	286,900	333,900	373,500	389,900	411,100
69	232,600	287,900	334,700	373,800	390,300	411,300
70	233,400	288,700	335,400	374,400	390,800	411,600
71	234,300	289,600	336,100	375,100	391,300	411,900
72	235,100	290,400	336,800	375,700	391,900	412,200
73	235,900	291,200	337,300	376,000	392,200	412,400
74	236,600	291,700	337,900	376,600	392,600	412,700
75	237,300	292,100	338,400	377,400	393,000	413,000
76	238,000	292,600	339,100	378,000	393,400	413,200
77	238,700	292,700	339,400	378,400	393,800	413,400
78	239,600	293,100	339,900	378,900	394,100	
79	240,400	293,300	340,300	379,500	394,400	
80	241,200	293,700	340,800	380,000	394,700	
81	241,900	293,900	341,200	380,500	394,900	
82	242,600	294,100	341,700	381,100	395,200	
83	243,300	294,600	342,200	381,600	395,500	
84	244,000	294,900	342,700	381,900	395,700	
85	244,700	295,200	343,000	382,300	395,900	
86	245,500	295,500	343,400	382,900	396,200	
87	246,200	295,800	343,900	383,300	396,500	
88	246,900	296,200	344,400	383,700	396,700	
89	247,600	296,500	344,700	384,100	396,900	
90	248,100	296,900	345,100	384,600	397,200	
91	248,600	297,200	345,600	385,000	397,500	
92	249,100	297,600	346,000	385,400	397,700	
93	249,400	297,700	346,200	385,700	397,900	
94		297,900	346,600	386,200		
95		298,300	347,100	386,600		
96		298,700	347,500	387,000		
97		298,900	347,600	387,300		
98		299,200	348,100	387,800		
99		299,600	348,500	388,200		
100		300,100	348,800	388,600		
101		300,300	349,100	388,900		
102		300,600	349,500			
103		301,000	350,000			
104		301,300	350,400			
105		301,500	350,900			
106		301,800	351,300			
107		302,200	351,700			
108		302,500	352,100			
109		302,700	352,600			
110		303,100	353,000			
111		303,500	353,300			
112		303,800	353,600			

113		303,900	354,100			
114		304,200				
115		304,500				
116		304,900				
117		305,100				
118		305,300				
119		305,700				
120		306,000				
121		306,400				
122		306,600				
123		306,900				
124		307,200				
125		307,500				
再任用職員	185,800	213,400	257,600	277,300	292,700	318,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

議案第72号

太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する
条例の制定について

太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例を別紙の
とおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成26年12月5日提出

太良町長 岩 島 正 昭

(提案理由)

本年の人事院勧告に基づき、太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の
一部を改正したいので、この案を提出する。

別紙

太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例（案）

（太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正）

第1条 太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例（昭和30年太良町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第2条 太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

（期末手当の内払い）

2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

議案第73号

町長及び副町長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

町長及び副町長の諸給与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成26年12月5日提出

太良町長 岩島正昭

(提案理由)

本年の人事院勧告に基づき、町長及び副町長の諸給与条例の一部を改正したいので、この案を提出する。

別紙

町長及び副町長の諸給与条例の一部を改正する条例（案）

（町長及び副町長の諸給与条例の一部改正）

第1条 町長及び副町長の諸給与条例（昭和31年太良町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第2条 町長及び副町長の諸給与条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

（期末手当の内払い）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

議案第74号

教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成26年12月5日提出

太良町長 岩 島 正 昭

(提案理由)

本年の人事院勧告に基づき、教育長の給与に関する条例の一部を改正したいので、この案を提出する。

別紙

教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

（教育長の給与に関する条例の一部改正）

第1条 教育長の給与に関する条例（昭和31年太良町条例第63号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第2条 町長及び副町長の諸給与条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

（期末手当の内払い）

2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

議案第75号

太良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

太良町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成26年12月5日提出

太良町長 岩 島 正 昭

太良町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

太良町国民健康保険条例（昭和34年太良町条例第94号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項中「390,000円」を「404,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に出産した被保険者に係る太良町国民健康保険条例第4条の2の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

（提案理由）

健康保険法施行令の一部改正により、太良町国民健康保険条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

議案第76号

太良町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

太良町営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成26年12月5日提出

太良町長 岩 島 正 昭

太良町営住宅管理条例の一部を改正する条例（案）

太良町営住宅管理条例（平成9年太良町条例第37号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第5号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「附則第4条第1項に規定する支援給付」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正により、太良町営住宅管理条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

議案第77号

太良町土地開発基金条例を廃止する条例の制定について

太良町土地開発基金条例を廃止する条例を次のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成26年12月5日提出

太良町長 岩 島 正 昭

太良町土地開発基金条例を廃止する条例（案）

太良町土地開発基金条例（昭和47年太良町条例第6号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

公用若しくは公共用に供する土地等の先行取得のために当該基金を設置したものであるが、現在及び将来にわたり大規模な土地の先行取得を必要とする事業予定がないので当該基金を廃止するに当たり、この案を提出する。

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成26年12月5日提出

太良町長 岩島正昭

記

施設の名称	指定する団体	指定の期間
太良町中山キャンプ場	太良町大字多良 1422 番地 太良美装 代表 江川 二作	平成 27 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

太良町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定により、太良町中山キャンプ場の指定管理者の候補者を選定したので、この案を提出する。

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成26年12月5日提出

太良町長 岩島正昭

記

施設の名称	指定する団体	指定の期間
太良町自然休養村管理センター	太良町大字多良 1422 番地 太良美装 代表 江川 二作	平成 27 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日まで
太良町野外音楽堂		
太良町営野球場		
太良町営テニスコート		
太良町営屋内プール		
太良町民体育センター		
道越環境広場		
健康広場ゲートボール場		
太良町 B & G 海洋センター 運動広場		
太良町 B & G 海洋センター 体育館		
太良町 B & G 海洋センター 第 2 体育館		
太良町弓道場		

(提案理由)

太良町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定により、太良町社会教育施設等の指定管理者の候補者を選定したので、この案を提出する。

議案第80号

佐賀縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加
及び規約の変更に係る協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、天山地区共同環境組合を佐賀縣市町総合事務組合に加入させ、議会の議員その他非常勤の地方公務員に係る公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務の共同処理に参加させるため、佐賀縣市町総合事務組合規約を次のとおり変更することを協議することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成26年12月5日提出

太良町長 岩 島 正 昭

佐賀縣市町総合事務組合規約の一部を改正する規約（案）

佐賀縣市町総合事務組合規約（平成19年佐賀県指令18市町村第010014号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2第3条第7号に関する事務の項中「伊万里・有田消防組合」を「伊万里・有田消防組合 天山地区共同環境組合」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による知事の許可のあった日から施行する。

（提案理由）

佐賀縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数を増加させ、佐賀縣市町総合事務組合の規約を変更する必要があるため、この案を提出する。

議案第81号

財産の取得について

次の財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年太良町条例第15号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成26年12月5日提出

太良町長 岩島正昭

記

財産の表示	取得価格	契約の方法	契約の相手方
太良町地域 イントラネット システム設備	18,726,768円	指名型企画提案 による随意契約	佐賀市兵庫町大字藤木 1427番地7 株式会社 佐賀電算センター 代表取締役 宮地大治

(提案理由)

現行のシステムは、平成13年度に導入し、これまで部分的な機器更新や増強を実施してきたが、今回、サーバーや光通信機器の老朽化により、更新の必要があるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、この案を提出する。

議案第82号

平成26年度太良町一般会計補正予算(第5号)

平成26年度太良町一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ443,139千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,473,347千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

平成26年12月5日提出

太良町長 岩島正昭

議案第83号

平成26年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成26年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,906,021千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年12月5日提出

太良町長 岩 島 正 昭

議案第84号

平成26年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）

平成26年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

平成26年12月5日提出

太良町長 岩 島 正 昭

議案第 85 号

平成 26 年度太良町簡易水道特別会計補正予算 (第 3 号)

平成 26 年度太良町簡易水道特別会計補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(歳出予算の補正)

第 1 条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、
「第 1 表 歳出予算補正」による。

平成 26 年 12 月 5 日提出

太良町長 岩 島 正 昭

平成 26 年度太良町水道事業会計補正予算 (第 3 号)

第 1 条 平成 26 年度太良町水道事業会計補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

第 2 条 平成 26 年度太良町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 1 款	事 業 費	58,700千円	0千円	58,700千円
第 1 項	営 業 費 用	46,818千円	236千円	47,054千円
第 4 項	予 備 費	7,413千円	△ 236千円	7,177千円

第 3 条 予算第 6 条 (1) 中「16,859千円」を「17,095千円」に改める。

平成 26 年 12 月 5 日提出

太良町長 岩 島 正 昭

追 加 日 程

日 程	件 名
追加日程第1	議案上程 町長提案 議案第87号 町長の提案理由の説明
追加日程第2	議案第87号 教育委員会委員の任命について
追加日程第3	意見書第10号 農業の持続的発展等に向けた農政重要課題に関する意見書(案)の提出について

追加提出議案目録

議案第87号 教育委員会委員の任命について

上記のとおり

平成26年12月12日

太良町長 岩島正昭

追加提出議案目録

意見書第10号 農業の持続的発展等に向けた農政重要課題に関する意見書（案）の提出について

上記のとおり

平成26年12月12日

太良町議会議長 末次 利男

教育委員会委員の任命について

下記の者を太良町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

平成26年12月12日提出

太良町長 岩 島 正 昭

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
太良町大字糸岐33番地1	岩 永 由香里	昭和41年10月2日

(提案理由)

平成26年12月21日をもって任期が満了する岩永由香里氏を再度任命することについて同意を得たいので、この案を提出する。

平成26年12月12日

太良町議会議長
末次利男様

提出者	太良町議会議員	坂口久信
賛成者	太良町議会議員	田川浩
〃	〃	江口孝二
〃	〃	所賀廣
〃	〃	末次利男
〃	〃	平古場公子
〃	〃	川下武則
〃	〃	久保繁幸
〃	〃	下平力人

農業の持続的発展等に向けた農政重要課題に関する意見書（案）の提出について

太良町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、意見書（案）を別紙のように提出する。

農業の持続的発展等に向けた農政重要課題に関する意見書（案）

本町農業は、これまで農畜産物の生産振興と国民への安全・安心な農畜産物の安定供給に努めているが、昨今、こうした取り組みを脅かす農政上の重要課題が多数存在している。

一つは、TPP交渉であり、11月上旬での大筋合意には至らなかったものの、交渉内容の情報開示は行われないうままであり、年明け以降、急展開も予想され、予断を許さない状況が続いている。二つ目としては、水田農業政策であり、新たな農業・農村政策の施行元年において、米は、民間在庫の過去最高水準到達見通しと、相対価格の過去最低水準への下落、さらには本県作柄の不作基調等、再生産可能な所得の確保すら厳しい状況になっている。こうした中で、農林水産省からは緊急対策として「平成26年産米等への対応について」が発表された。

三つ目としては、農協改革であり、政府は、平成26年6月24日に改訂した農林水産業・地域の活力創造プランにおいて、農協制度の見直しを強く求められているが、その内容はこれまでJAが果たしてきている農業振興と地域振興の機能低下、さらには農業者への多大な影響が懸念される。

これらの情勢を受け、JAグループは、指摘された課題を真摯に受けとめ、JA全中が外部有識者を交えた総合審議会を開催した。そこで、地域農業と地域社会への貢献を果たしていくため、今後、5年間を自己改革集中期間として、自らの事業・組織の改革に徹底して取り組むことを決定した。さらに、本県JAグループにおいても、本県の実情にあわせた改革をこれまでも実施し、今後もさらにすすめていくこととしている。

よって、これからの情勢・課題を鑑み、本町の基幹産業である農業の持続的発展と豊かで暮らしやすい地域社会の実現に向けて、本町議会は、国会及び政府に対し、下記の事項を強く要望する。

記

1. TPP交渉

TPPの交渉分野は、農業生産はもとより、参加国の諸制度・仕組みを変え、食料・くらし・いのちに大きな影響を与え、国民生活を一変させる危険があるにもかかわらず、政府は、秘密保持契約を根拠に交渉内容に関する情報開示を行っていない。将来に禍根を残さないためにも、政府は、米国の圧力に屈することなく国会決議の実現に向け、不退転の決意をもって粘り強く交渉すること。

2. 水田農業政策

- (1) 26年産米価格下落に伴う稲作経営に係る影響を十分精査のうえ、実効性のある当面の資金繰り対策を講じること。
- (2) 米は国民の主食であり、食糧法の趣旨に沿って、主要食糧の需給と価格の安定を図り、担い手が経営展望を描けるよう、現行の政策の見直しや米価下落が与える影響を十分検証し、再生産が可能な所得を確保しうる中長期的な施策を早急に講じること。

3. 農協改革

(1) 総合事業によるJA事業の展開について

本町の農業振興と地域振興に寄与するために、JA組織において営農経済・信用（貯金・貸出等）・共済・生活福祉等、多様な事業をあわせ行う総合事業によるサービスが有効不可欠であることから一方的な事業方式・法人形態の転換等を強制しないこと。

(2) JAの准組合員の事業利用制限について

JAの准組合員は地域農業や地域経済の発展をともに支える農家組合員のパートナーであり、我が国の「地方創生」を実現し、また、JAの地域インフラ機能を維持するため、JAの准組合員に対する事業利用制限を行わないこと。

(3) 「新たな中央会制度」の農協法上の位置づけの明確化について

JA中央会組織は、農業や地域の特性を踏まえたJAの事業・経営に係る課題解決や支援展開を目的に、代表機能、総合調整機能、経営相談・監査機能に事業絞り込みを図った「新たな中央会」として見直すこととしたが、これらの機能を十分に発揮するために「新たな中央会制度」も引き続き農協法上の位置づけを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月 日

佐賀県太良町議会

内閣総理大臣	安倍晋三	様
内閣官房長官	菅義偉	様
総務大臣	高市早苗	様
外務大臣	岸田文雄	様
農林水産大臣	西川公也	様
経済産業大臣	宮沢洋一	様
内閣府特命担当大臣（規制改革）	有村治子	様
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）	甘利明	様
衆議院議長		様
参議院議長	山崎正昭	様